



2025年2月4日(火)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

令和6年分 確定申告書の変更点

定額減税最後の砦？

令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書については、定額減税関連の変更が加えられています。

第一表については右側中ほどの44番に「令和6年分特別税額控除(3万円×人数)」という記入欄が新設され、人数と減税額を記入することになります。また、その下の45番については、定額減税後の所得税額を記入する欄が設けられていますが、赤字の場合は0と記入するので注意しましょう。

第二表にも定額減税欄

第二表の中ほどにある「配偶者や親族に関する事項」の「その他」と記載された部分についても、定額減税絡みの変更です。以前は「控除を受けていないけれど所得金額調整控除の対象になる者」を表す「調整」というチェックボックスでしたが、今年はこの欄を「その他」に変更して、控除対象ではないが所得金額調整控除を受ける場合には「1」を記入し、申告者の定額減税の対象になる扶養親族である場合には「2」を記入することとなります。

「2」が入る場合はそもそも控除対象扶養親族か同一生計配偶者であり、「1」が入る場合は「2」の範囲外なのでこの欄1つで足りるということです。良く考えられてい

ます。

住宅ローン控除の特例対象個人

また、同じく第二表の「配偶者や親族に関する事項」の欄に「住宅」のチェック欄が新設されました。「特個」という部分にマルを付けるケースは「特例対象個人」に該当する人です。

- ・年齢が40歳未満かつ配偶者が居る
- ・40歳以上かつ、40歳未満の配偶者が居る
- ・年齢が19歳未満の扶養親族が居る

上記のいずれかに当てはまる人が「特例対象個人」となり、令和6年に住宅取得等をして住宅ローンを受ける場合、借入限度額に上乘せがあり、通常よりも控除額が増えるケースがあります。これを識別するために新設された項目です。

また、住宅ローン控除を確定申告する際提出しなければならない「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」についても、この「特例対象個人」の種別を記入する欄が新設されています。



できれば申告書の
ひな型を見ながら
お読みください。
今年限りのフォー
マットです。